

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。	
令和 元 年 10 月 1 日 (着手日の30日前まで)	
吉岡町長 様	
届出者 住所 吉岡町大字下野田560番地	
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 ×× ××	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番 吉岡町大字下野田字〇〇×××番
	地 目 宅地
	面 積 4,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途	店舗
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月) 令和元年11月1日  (連絡先) 吉岡町大字大久保〇〇〇番地 株式会社××設計 担当：△△ 電話：0279-〇〇-〇〇〇〇

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。